

答申第.22号

鎌公審査第 6 号

平成11年 7 月19日

鎌倉市長 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若 杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて(答申)

平成9年12月17日付けで諮問(諮問第22号)された「平成5年11月から平成9年8月までの鎌倉市役所大船支所に係る総合管理業務委託契約書及び伺書の各文書」に係る一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成5年11月から平成9年8月までの鎌倉市役所大船支所に係る総合管理業務委託契約書及び伺書の各文書（以下「本件文書」という。）については、公開することが妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が、平成9年9月24日付けで異議申立人に対してした、公文書一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

各年度伺書に添付された契約書及び合見積を含む見積書の定期清掃面積及び金額表の日常清掃、定期清掃それぞれの面積当たり単価及び金額が非公開となっているが、これらは市民にとって、公共建造物の管理の質的妥当性や管理に関する公費の使途の妥当性を判定する手掛かりとして有益な情報であるのに対して、これを公開することにより、当該管理業者にとって営業上明らかな不利益となるものではない。

イ 市民が市政の質、公費の使途の妥当性等を判断する上で必要な情報は公開されるべきことが原則であり、例外がみだりに拡大されるべきではないことは明らかである。本件情報について非公開とするのであれば、その例外の根拠とされる業者の「不利益」とはいかなる内容のものであるのか、それが公開原則に対して例外となし得るいかなる重要性を有しているのか具体的に明らかにすべきである。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、本件文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

鎌倉市役所大船支所の総合管理業務委託契約の締結に伴う伺い文書には、委託契約書及び見積書が添付されている。そのうち、見積書には各法人の総合管理業務に伴う設備機械の保守点検業務、保安警備業務、清掃業務、受付・案内・電話交換業務、接茶業務等の月額、清掃業務については、日常・定期清掃の単価及び金額が記載されている。

異議申立人は、これら業務のうち、清掃業務の単価及び金額の公開を求めているが、これらの情報は、法人の営業活動についての情報であり、これを公開することにより、当該法人の利益を著しく害するおそれが十分に認められる。

したがって、本件見積書の単価及び金額についての情報は、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号本文に該当し、非公開としたものである。

なお、同号ただし書は、法人等に関する情報で公益上の理由から法人等に明らかに不利益を与えても、なお公開すべき理由のある特定の情報について規定

しているが、本件文書は、同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないと判断し、非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

本件文書は、鎌倉市役所大船支所に係る総合管理業務委託契約の締結に際して作成された文書で、支出負担行為伺書に見積書、委託契約書及び仕様書等が添付されており、各業務の月額、年額、単価、人件費明細等の情報が記載されている。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益は条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書の非公開部分のうち、総合清掃業務、環境衛生管理業務の単価については、利益などが含まれた額で見積もられた販売単価であり、これを公開しても原価が明らかになる訳ではない。したがって、当該情報は営業活動に明らかに不利益を与える情報とは認められない。

ウ 設備機械保守運転業務、保安警備業務、受付・案内・電話交換業務及び給茶業務の人件費明細については、それらの業務に携わる者の給与の平均額を基に積算していることから、法人が実際に従業員個人に支給する額が分かる内容ではないので、営業上、明らかに不利益となる情報とは考えられない。

エ 以上のことから、本件文書の非公開とされた情報については、これらを公開したとしても、法人の営業活動に支障を来すとは言えず、法人に対し明らかな不利益を与えると認められない。

したがって、条例第6条第1項第2号には該当しないものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 12. 17	諮問（諮問第22号）
10. 1. 7	実施機関に対し「一部公開拒否理由説明書」の提出要請
1. 8	実施機関から「一部公開拒否理由説明書」を受理
2. 2	異議申立人に「一部公開拒否理由説明書」写しの送付及び「意見書」の提出要請
2. 16	異議申立人から「意見書」を受理
2. 18	実施機関に「意見書」写しを送付
11. 1. 27	審議（第63回審査会） 実施機関(管財課)から一部公開拒否理由の説明を聴取
2. 10	審議（第64回審査会）異議申立人から口頭陳述を受ける
3. 8	審議（第65回審査会）
4. 14	審議（第66回審査会）
5. 13	審議（第67回審査会）
6. 16	審議（第68回審査会）
7. 19	答申